

# はだの 農業委員会だより

第118号  
平成25年12月発行

編集・発行  
秦野市農業委員会  
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号  
TEL 0463-82-9654  
E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp

## も〜も〜畜産まつり



### 動物たちとのふれあい

10月6日（日）田原ふるさと公園で『畜産まつり』（第57回畜産共進会）が開催されました。

動物とのふれあいコーナーや、乗馬体験、乳搾り体験など多くの親子連れが秋晴れのひと時を楽しんでいました。

#### おもな内容

■ 市長に建議書を提出 他 -----	2	■ 農家の声 -----	6
■ 特集 違反転用是正指導強化月間 ----	3	■ 相談コーナー 他 -----	7
■ 支援センター通信 -----	4	■ カメラスケッチ 他 -----	8
■ 農業委員紹介 -----	5		

# 平成26年度秦野市農林業施策並びに予算に関する建議

秦野市農業委員会は、8月13日、農業者の意見や考えを市政に反映できるように、農業委員を通じて農家の皆様から寄せられた意見・要望を建議として取りまとめ、古谷市長に対し、「平成26年度秦野市農林業施策並びに予算に関する建議書」を提出しました。

農業委員と市長との懇談会では、農業の在り方について意見交換が行われました。



## 一 農地の確保・有効利用対策について

◎荒廃・遊休農地の発生防止及びその解消に向け、荒廃農地所有者の意向調査を行うこと。その結果に基づき、引き続き農業委員会と連携した積極的な取り組みを行うこと。

他7件

## 二 担い手・経営対策について

◎農業の中心的担い手として位置付けられる認定農業者に対して、新たな助成制度を創設するなど支援の拡充を図ること。

また、その普及拡大について、広報活動を実施するとともに、認定取得希望者に対しては、認定に向けての助言・指導を行うこと。

他1件

## 三 地域の活性化対策について

◎「秦野市農産物ブランド化推進事業」について、それが市の農業活性化へと繋がるよう、その内容について見直しや検討を行い、ブランド農産物の普及や生産者をPRするとともに、農業者の意見をよく聞き、技術的、財政的支援を行うこと。

他4件

## 四 有害鳥獣対策について

◎農業者が個別に鳥獣害防止策がとれるよう、その設置費用について助成を行うこと。また、鳥獣被害の少ない作物を奨励し、その消費の拡大について検討、啓発を行うこと。

また、農作物被害に伴う農業者の生産意欲の低下は、荒廃・遊休農地を誘発する大きな要因となるため、広域的な被害防止対策を行うこと。

他3件

## 新規就農者を励ます集い



新規就農者の杉本学さん  
(前列右から3番目)

10月2日、秦野市農協本所において新規就農者を励ます集いが開催され、今年度の対象者である杉本学さんに、関係者から励ましの言葉や記念品の贈呈が行われました。

杉本さんは、この日行われた農政懇談会にも出席されました。

## 中地方農業委員会連合会視察研修

### 鳥獣害対策・観光農園を視察

平成25年10月31日、「山梨県農政部総合農業技術センター」、「里の駅いちのみや」、「御坂農園グレープハウス」などを中地方農業委員会連合会で視察し、秦野市農業委員会からは13名が参加しました。

鳥獣害対策や観光農園等を見学し研修すると共に、他市の農業委員会との交流や情報交換を行うことができ、今後の



「御坂農園グレープハウス」を見学する農業委員



# 農地を守る!

## 違反転用是正指導強化月間



秦野市農業委員会では、10月と11月を違反転用是正指導強化月間とし、違反転用の是正を重点的に行いました。これは、優良農地の確保と有効利用促進を図るため、違反転用されている農地の把握と指導を積極的に行うものです。

また、合わせて11月から農地法に規定された利用状況調査を行い、荒廃・遊休農地の実態把握と発生防止に取り組み、荒廃農地の解消・流動化を図ります。

### 違反転用是正指導強化月間の実施

#### ◎農地パトロールの実施

10月と11月を違反転用是正指導強化月間とし、違反転用地の発見と、迅速かつ適正な是正措置を講ずるため、農業委員会が農地の現地調査を行い、違反農地の状況を把握しました。

#### ◎是正指導

違反転用者には、農業委員会による事情聴取を行い、是正に向け適正な指導を行いました。

### STOP違反転用 必ず事前の相談を

農地転用には、許可が必要です。農地を農地以外の用地にするには必ず農地転用の許可を受けなければなりません。必ず農業委員会にご相談下さい。

#### 農地以外の例:

住宅、資材置場、駐車場、道路、工場等の建物敷地など

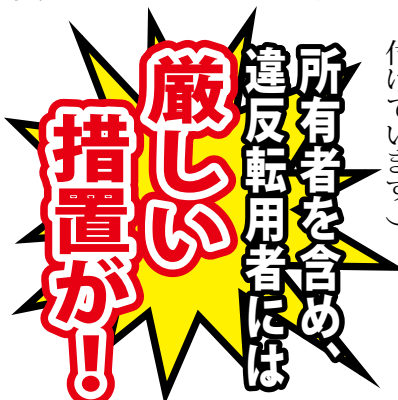


#### ◎手続きについて 市街化調整区域

市街化調整区域の農地を転用する場合、神奈川県との許可となるため、事前の相談が必要になります。(許可申請は毎月10日が×)

#### 市街化区域

市街化区域の農地は、届出が必要となります。(随時受け付けています。)



農業委員会、県が工事の中止を指示し、農地を復元させることがあります。

違反転用については、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人については1億円以下の罰金)に処せられることがあります。農地法第64条・67条

### Q & A こんな時はどうする??

**Q1** 自分が所有している市街化調整区域内の農地に、農業用倉庫を作ることができるのでしょうか。

**答** 農家が農業に必要な農業用倉庫を自分の所有する農地に建てる場合、2a(200㎡)未満であれば届出で済みます。2a以上の場合は許可が必要になります。

**Q2** 知人から、私が所有している農地を資材置場として利用させてほしいと頼まれています。農地のまま資材を置くだけなので、問題は無いでしょうか。

**答** 農地のままであっても、資材置場とする場合は転用になります。許可を受けず転用すると、農地所有者にも罰則がある場合がありますので、必ず農業委員会までご相談下さい。

### 農地利用状況調査の実施

平成21年度の農地法改正に伴い農業委員会は毎年1回、その地域内における農地の利用状況について調査することが規定されました。

秦野市農業委員会では、11月から12月末まで、農地の利用状況の把握を目的として、農地の利用状況調査を実施します。

利用状況調査で、遊休地(耕作放棄地)とされた所有者に対しては、農業上の利用を促



す指導を行います。調査に際して、農業委員が農地内に立ち入ることもありますが、ご協力をお願いいたします。

※農地転用、農地の利用の相談は農業委員会事務局まで

支援センター通信

市民参加で農地を再生  
荒廃農地解消実践活動

9月14日に、農業委員、荒廃農地解消市民ボランティアら総勢29名が参加し、荒廃遊休農地の解消作業を実施しました。

この農地は、平沢の耕作放棄地となっていた約10aのみかん畑。長い間管理されていなかったため、繁茂した雑草がみかんの木を覆い、農地の形状が分からない程の荒廃農地となっていました。  
また、この農地の付近は多くのハイカーが訪れるハイキングコースとなっており、景観を壊す一因ともなっていました。  
解消した後は、新規就農し、市内で果樹を生産している担い手農家が利用権設定により借り受け、みかんの栽培を行う予定です。



解消前の荒廃した農地



参加したボランティアは、「やりがいがある解消作業を積極的に行っていきたい」と話していました。



解消後の農地

8月12日から14日の3日間、秦野市が実施する「はだの市民農業塾」の新規就農コースを修了した新規就農者をはじめ、平成24年度、平成25年度に市内で新規就農した9名を対象に、農業委員と事務局職員で、ほ場巡回を実施しまし

新規就農者のほ場巡回を実施しました!!

た。

巡回では耕作状況を確認するとともに、従事日数や販路などの聞き取りを行いました。新規就農者からの質問に対して農業委員がアドバイザーや、エールを送っていました。



農業委員からアドバイスを受ける新規就農者

今年もたばこ祭り

農村レストランが大盛況!

～「うちほおの うめえもん 食べてっけえろ」～

9月28日、29日に開催された「第66回秦野たばこ祭り」で、今年も「秦野の農村レストラン」が開店しました。



「秦野の農村レストラン」は、秦野市内の農家が培ってきた農産加工の技術や食文化を市民に紹介することで、地産地消を推進することを目的に、平成23年度から、「秦野たばこ祭り」に出店しています。

今年のメニューは、赤飯やそば、うどんといった主食から、秦野の特産品のゆで落花生や落花生味噌を使ったこんにやくおでん、秦野で収穫した野菜のかき揚げといった副菜など種類も豊富。

また、手作りのジュースもウメやシソ、ヤマモモの3種類が店頭に並び、2日間で6,000食を提供しました。



多くの市民が農家さんの味を楽しんでいました。



# 農業委員紹介コーナー

守屋 隆 (南地区)



● 担当生産組合

西町、上町、中町、上方町、  
白井戸町、新田町、開戸町、  
東町

● 3月2日生まれ

うお座

● 趣味

書道、ゴルフ

● 主な作物

梅、露地野菜

● ひとこと

遊休農地の解消対策と農地の  
違反転用の是正に尽力した  
い。

耕作が困難と思われたら放  
置せず相談して下さい。

和田 厚行 (議会)



● 1月2日生まれ

やぎ座

● 趣味

温泉巡り、将棋

● 主な作物

米、露地野菜

● ひとこと

農業を取り巻く情勢は、農  
業従事者の高齢化、後継者不  
足、荒廃遊休農地の増加など  
多くの問題を抱えている。

厳しい状況下だが、農業に  
携わる一人として、農業の維  
持・発展、また荒廃遊休農地  
の解消に向けて努力していき  
たい。



向原 勉 (東地区)



● 担当生産組合

宝作、宝ヶ谷戸、清水、竹の内、  
二ツ沢、角谷戸、久保、小蓑  
毛、蓑毛下、蓑毛中、蓑毛上

● 1月1日生まれ

やぎ座

● 趣味

ゴルフ、ウォーキング

● 主な作物

じゃがいも、ニンジン

● ひとこと

農業者の高齢化、後継者不  
足、また鳥獣被害などで荒廃  
農地、遊休農地が増加してい  
る状況にあります。地区の生  
産組合、活性化対策委員会、

里地・里山の会と連携し、計  
画的に荒廃農地の解消、遊休  
農地の有効活用に取り組んで  
いきたいと思えます。

内田 保 (上地区)



● 担当生産組合

三廻部第1、三廻部第2、  
菖蒲第1、菖蒲第2、菖蒲  
第3、新道

● 4月18日生まれ

おひつじ座

● 趣味

ゴルフ、釣り

● 主な作物

しいたけ

● ひとこと

荒廃遊休農地の減少と鳥獣  
被害に強い作物(ニンニク、  
ラッキョウ、ルバーブ等)の作  
付けに取り組んでいきたい。



## 新委員に 風間 正子氏

平成25年10月、木村眞澄委  
員に変わり、議会推薦により  
風間正子氏が農業委員に選任  
されました。



風間 正子  
波沢 3-13-8  
☎ 87-3897



## 事務局人事

お世話になりました

前事務局長

相原 順一  
(人事課へ)

北村 好美  
(債権回収課へ)

よろしくお願ひします

事務局長

北村 徹  
(環境産業部長を兼任)

安藤 裕幸  
(債権回収課から)

# 農家の声



## 我が家の健康法

石井 昌子（上天槻）



家で作った無農薬野菜を食べています。朝早くからの仕事なので、仕事が終わった後の9時過ぎの朝食が一番美味しく食べられます。

朝のメニューは、ごはん、味噌汁、卵、そしてもう一品、季節ごとに変わる無農薬野菜です。

私の家は酪農を営んでいます。そして、主人と自家消費の野菜とお米も作っています。野菜は主に無農薬で、有機肥料の牛糞をたっぷり使っています。虫が付いたり大変なこともありませんが、家族のため、無農薬にこだわり作っています。

酪農の仕事は休みが無い、体力勝負の仕事なので、風邪をひいても休めません。健康には特に気を付けています。一番の健康法は、やはり食事です。毎日

夏から初秋は、モロヘイヤとオクラを茹でます。年々暑さが増すこの夏も、毎日このメニューで乗り切りました。

そして家で搾った牛乳を毎日飲み、カルシウムをしっかり取っているのです。夫婦、そして娘たちも骨太で丈夫なので、今まで骨折をしたことがありません。搾りたての牛乳は最高に美味しいです。

昨年生まれた孫娘もこれからたくさん食べられるようになりそうです。自分たちの作った安全で美味しい無農薬野菜、牛乳、お米を大切な孫娘にも食べさせたいので、大変ですが、これからも毎日笑顔で頑張っていきたいと思っています。

## 仲間を支えられて

守屋 久夫（柳川）



仲間を支えられ四十数

年、兼業農家として農業に従事し、定年退職を機に本格的に農業に取り組んできました。

主にお茶を中心に野菜や果樹を栽培し、お茶についてはJAはだの茶業部に、野菜については野菜部会露

地部に、果樹については研究会に加入して、大勢の仲間と共に活動しています。

今日、地域の農地を見ると、後継者不足で荒廃農地となり、有害鳥獣が増え、今まであまり考えられなかった事が現実となってきました。

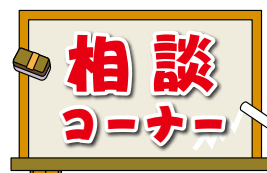
茶栽培は、有害鳥獣の被害が少ないため、今考えてみると先人たちが茶栽培を指導してきた結果、今日の茶振興ができることに感謝しています。私たちが、これから日々努力し、良いお茶を生産し、消費者に提供していくことが大切だと実感しています。

お茶は他の農産物と違い、生葉の生産から荒茶工場での加工までをしなければ

ば出荷ができません。秦野のお茶は現在、株式会社神奈川県農業茶業センターへ荒茶を出荷し、そこで仕上げ・加工されています。その後、消費地の農協、スーパー、生協などに卸されています。

私も、お茶栽培を昭和四十七年から始め現在に至り、今はJA上荒茶工場で毎年五月には仲間と大変に忙しい思いをしながら、加工技術の研鑽に努力しています。また、この忙しい時期を除けば、四季の変化を体で感じながら、スローライフな生活を送っています。

数年前のはだの都市農業支援センターの指導を基に、ニンニク、ルバーブの栽培を始め、仲間がさらに増え、これからの栽培技術の向上に期待しています。最後に、農業は自然が相手、五感を活かして日々努力していききたいと思っています。



**Q** 友人から、所有している農地を売りたい。農地の許可をい

ます。農地法の許可をい

受けず、農地法の許可をい

結した場合は、どのような

るのでしようか。

**A**

耕作を目的として、農地法第3条による農業委員会の許可、農地以外の転用を目的とした農地の売買である場合には、農地法第5条による都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受ける必要があります。

この許可を受けないで売買契約をし、代金を支払い、農地の引き渡しを受けたとしても、法律上はその所有権の移転は効力を生じないので、依

然とあることになり、主

にまた、土地の売買を

した時は所有権の移

登記をしますが、農地

法の許可が無くば農

記もできせん。農地

農地法の許可を受け

ず、農地法第3条の違

た場合、3年以上の違

反とし、3年以上の違

懲り又は罰金30万円

下の罰金30万円を以

合があるが、課税される

## 神奈川県農業会議 賛助会員費のご協力を!

神奈川県農業会議では、農業生産に携わる農家の皆さんが、安心して農業経営を継続していけるよう、県知事への建議をはじめ、いろいろな農政対策活動を展開しています。

この活動に賛同していただける農家の皆さんに会員費の協力をお願いしています。



会員費は、農地基本台帳登録農家  
一戸あたり500円です。  
ご協力をお願いいたします。

## 選挙人名簿登載申請書の提出を

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書は、同選挙人名簿作成の基礎資料となる大切な書類です。次の方は提出をお願いします。

### ☆対象

平成26年1月1日現在、市内に住所がある20歳（平成6年4月1日以前に生まれた方）以上で次の①または②のいずれかに該当する方。

- ① 10アール以上の農地を耕作をしている方
- ② 前述①に該当する方の同居の親族又はその配偶者で、年間60日以上耕作に従事する方

### ◎提出先

- 農業委員会(市役所西庁舎1階)(郵送でも可)
- はだの都市農業支援センター(農協本所団地センター1階)
- 各公民館ほか



※申請書は12月中旬ごろに生産組合長等を通じて配布する予定です。申請用紙が届いていない場合は、農業委員会事務局へご連絡下さい。

**提出期限：平成26年1月10日(金)**

**問い合わせ：農業委員会事務局 82-9654**

## 農業委員会活動報告 (平成25年7月～10月)

- 総会
  - 7月25日、8月26日、
  - 9月26日、10月25日
- (主な審議案件と件数は下表のとおり)
- 運営委員会
  - 7月16日、8月13日、
  - 10月17日
- 編集委員会
  - 9月26日、10月25日
- 中地方農業委員会連合会優良視察研修会
  - 10月31日

総会の主な審議案件と件数 (7月～10月)

審議案件	件数	面積
耕作目的の売買・賃貸 (3条許可)	5	5044.40㎡
市街化調整区域内の転用 (4・5条許可)	6	13,204.96㎡
市街化区域内の転用 (4・5条届出)	79	30,114.22㎡
相続税納税猶予	6	18,059.61㎡





## カメラスケッチ

# 収穫の秋来る



10月27日に  
荒廃農地解消市民  
ボランティアが5  
月に植えた800  
株のサツマイモの  
収穫を行いました。

11月3日に市民の  
日が開催され、荒廃農  
地解消活動をPRする  
ため、パネル展示と荒  
廃解消した農地で収穫  
したサツマイモを使っ  
たサツマスティックの  
販売を行いました。



サツマスティック  
は大人気！！  
行列が途切れるこ  
とはありませんで  
した。

## 全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解  
説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで  
役立つ情報が満載です。

- 毎週金曜日発行
- 購読料 月600円
- お申し込みは、地元の農業委員  
または、農業委員会 ☎82-9654

## あなたの老後は大丈夫?? 農業者年金に加入しませんか

### メリット1

少子高齢化に強い**積立方式（確定拠出型）**  
自ら積み立てた保険料とその運用益により、将  
来受け取る年金額が決まります。

### メリット2

保険料の額は**自由（月額2万円～6万7千円）**  
に設定・増減が可能です。

### メリット3

#### 税制上の優遇措置があります

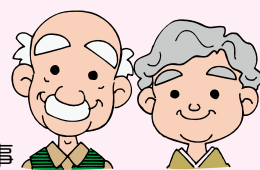
- ・支払う保険料は全額保険料控除
- ・受け取る年金は公的年金等控除が適用
- ・運用費も非課税

### メリット4

**終身年金で80歳**までの保証付き  
仮に加入者や受給者が80歳前になくなられた  
場合でも「死亡一時金」が支払われます。

### ◎加入要件

- ・60歳未満の方
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事

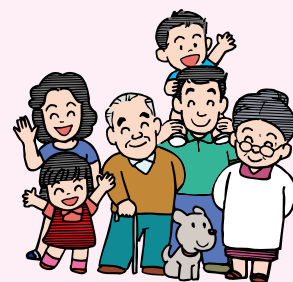


上記の3つの要件を満たす人は、だれでも加入  
できます。

農地を持っていない農業者、配偶者、後継者な  
どの家族従事者も加入できます。

### ■問い合わせ

農業委員会事務局  
82-9654  
JAはだの営農課  
81-7718



### 編集後記

季節の移り変わりを肌で感  
じながら自然の恩恵により成  
り立つ農業は、残念ながらそ  
の厳しさもあります。台風も  
その一つですが、今年は度重  
なる台風の上陸によって被害  
を受けた生産者も少なくない  
ようです。

きつと来年は良い年になる  
ことを願って、健康に気を使  
いながら、農業に励んで行き  
ましょう。

（編集委員 林 道弘）



戸川公園に咲いたざる菊